

生. 環. 銃第 8 3 6 号
平成 3 1 年 4 月 1 8 日

東京ライフル射撃協会会長 殿

警視庁生活安全部長



銃砲及び猟銃用火薬類の適正な管理についての変更（依頼）

貴協会におかれましては、平素より銃砲及び火薬類の製造、販売等に係る事件・事故の防止に深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼を申し上げます。

さて、以前、発出させていただきました『銃砲及び猟銃用火薬類の適正な管理について（依頼）』（平成31年3月27日生.環.銃第95号）において、銃砲及び猟銃用火薬類の携帯運搬の自粛期間を「平成31年4月22日（月）から同年5月1日（水）」と依頼をしていたところ、諸般の警備情勢により、「平成31年4月22日（月）から5月4日（土）」と期間を延長させていただきます。

何卒、よろしくお願いいたします。